



令和 8 年度 特別徴収のしおり

(市民税・道民税・森林環境税)

旭川市役所 市民税課

〒070-8525

北海道旭川市7条通9丁目48番地

電話 (0166) 25-5786 (直通)

<https://www.asahikawa.hokkaido.jp/>

【市町村コード 012041】

ASAHIKAWA CITY

目次

	ページ
❖ 令和8年度 市民税・道民税・森林環境税特別徴収について (1)	
❖ 特別徴収とは	(2)
❖ 特別徴収の事務	(3)
❖ 退職所得の分離課税に係る特別徴収について	(7)
❖ 納入書の記入例	(8)
❖ 給与所得者異動届出書の記載例	(10)
❖ 特別徴収への切替依頼書の記載例	(15)
❖ 市民税・道民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書の記載例	(16)
❖ 給与所得者異動届出書 (様式)	
❖ 特別徴収への切替依頼書 (様式)	
❖ 市民税・道民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書 (様式)	
❖ 特別徴収義務者の名称等の変更届出書 (様式)	
❖ 指定通知書 (様式) ※	
❖ 整理表 (参考資料)	

※ 指定通知書について

北海道外のゆうちょ銀行・郵便局で納入される場合は、「指定通知書」に取扱いを希望するゆうちょ銀行・郵便局店名を記入の上、最初の納入の際に、ゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。指定郵便局(店)は、1か所のみ登録(指定)となります。昨年度まで御利用の指定郵便局(店)は、今年度も引き続き御利用できますので、再度の提出は不要です。

旭川市収納事務取扱金融機関

旭川市の税金を納付又は納入する場合には、指定金融機関のほか、次の収納代理金融機関等において納付又は納入することができます。

旭川市指定金融機関

- 旭川信用金庫

旭川市収納代理金融機関等

- 北陸銀行・秋田銀行・北海道銀行
- 留萌信用金庫・北星信用金庫・遠軽信用金庫・北空知信用金庫
北見信用金庫・稚内信用金庫
- 北央信用組合・北海道労働金庫
- 旭川市内の農業協同組合・東神楽農業協同組合
- 北海道内のゆうちょ銀行直営店及び郵便局
- 旭川市役所総合庁舎2階、各支所及び出張所
並びに東部まちづくりセンター

(注)金融機関(名称)は、変更される場合があります。

【督促及び延滞金】

- (1) 納期限までに納めなかったときは督促を受け、かつ、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合には滞納処分を受けることになります。
- (2) 納期限後に納入する場合、税額に納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6%の割合(その納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3%の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければなりません。なお、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- (3) (2)の年14.6%の割合及び年7.3%の割合は、延滞金特例基準割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中において、年14.6%の割合にあっては延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。
- (4) 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

令和 8 年度 市民税・道民税・森林環境税 特別徴収について

日頃から、旭川市の市民税・道民税・森林環境税に係る特別徴収事務につきまして格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、令和 8 年度の特別徴収事務についての関係書類をお送りいたしますので、当冊子を御参照ください。

今後とも事務取扱につきまして御協力くださいますようお願い申し上げます。

【 担 当 】 旭川市役所 市民税課

(総合庁舎 3 階 税 3 番窓口)

〒070-8525 北海道旭川市 7 条通 9 丁目 4 8 番地

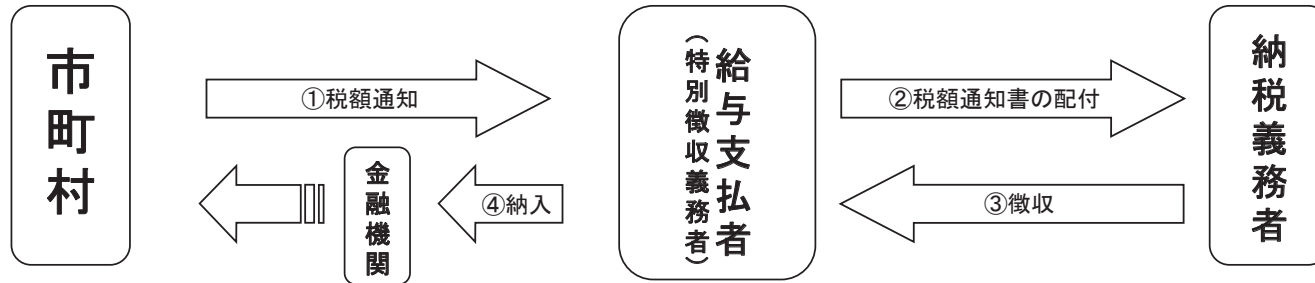
電話 (0 1 6 6) 2 5 - 5 7 8 6 (直通)

特別徴収とは

給与支払者が給与を支払う際に、納税義務者の住民税を毎月徴収し、納入していただく制度です。

この場合、住民税を納入していただく給与支払者を特別徴収義務者といいます。

(地方税法第321条の3及び第321条の4の規定により、給与を支払う事業主は、原則として住民税を特別徴収によって徴収しなければならないと定められています。)



① 毎年5月中旬頃、特別徴収義務者用及び納税義務者用を送付します。

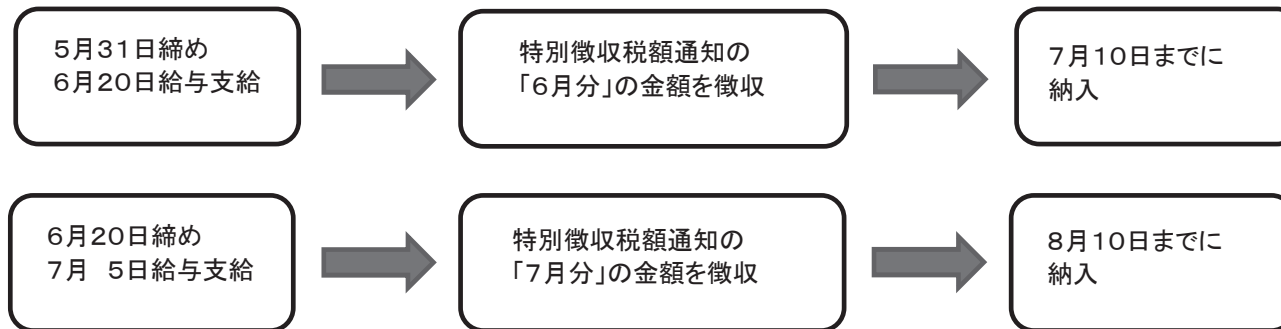
☆特別徴収事務は、年度の始まりが6月です。したがって、令和8年6月から令和9年5月までの期間が「令和8年度」です。

② 納税義務者用の通知書を配付します。

③ 毎月の給与支払時に個人の税額を引き去ります。

④ 徴収した翌月の納期限までに納入します。

例



※締め日にかかわらず、市民税・道民税・森林環境税を徴収した給与支給日の翌月10日までに納入します。

● 特別徴収対象の方

令和7年1月から12月までに給与の支払を受けた方であり、かつ令和8年4月1日において給与の支払を受けている方です。

旭川市で特別徴収の対象となる方は、上記のうち令和8年1月1日現在旭川市に住所を有する方です。

※次の普通徴収切替理由に該当する場合は、普通徴収にすることもできます。

普通徴収の理由として認められるもの

符号	普通徴収切替理由
普A	総従業員数が2名以下 (下記「普B」から「普F」に該当する(他市町村分を含む)全ての従業員数(代表取締役や役員でも、給与の支払いを受けている場合は、人数に含まれます。)を差し引いた人数)
普B	他の事業所で特別徴収
普C	給与が少なく税額が引けない(年間の給与支払額が97万円以下)
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない、退職者)
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)
普F	退職者 又は 退職予定者(5月末日まで)

旭川市では、普通徴収切替理由が明確な方のみを普通徴収(本人に直接納税通知書を送付)で課税し、それ以外の給与所得者の方は特別徴収とします。普通徴収該当の方の個人別明細書には、必ず普通徴収切替理由を明示してください。

旭川市シンボルキャラクター

あまっぴ



特別徴収の事務

1 市民税・道民税・森林環境税特別徴収税額通知書

特別徴収税額通知書は紙又は電子データ(eLTAX)でお送りします。

給与支払報告書の提出時に特別徴収税額通知の受取方法として eLTAX での受取を選択された場合は、紙での通知ではなく、eLTAX での通知となります。eLTAX の問い合わせ先は P5 参照。

(1) 特別徴収義務者用……各納税義務者から徴収及び納入していただく合計税額と納税義務者ごとの明細書の通知です。

(2) 納税義務者用……各納税義務者に通知するためのものです。**圧着式となっておりますので、開封せずにそれぞれ御本人へお渡しください。**

電子データ(eLTAX)の場合は、解凍せずにそのまま御本人へお渡しください。

なお、既に退職した方については、当冊子にある「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。eLTAX での提出もできます。また、税額通知書に関するお問い合わせは市民税課までお願いします。

2 徴収及び納入

- (1) 特別徴収義務者は、「市民税・道民税・森林環境税特別徴収税額通知書」のとおり、各納税義務者の月割額を給与の支払をする際に毎月徴収してください。
- (2) 各納税義務者の合計額を「納入書」によって、当冊子の表紙裏面の金融機関等へ納期限(徴収した月の翌月10日 ※10日が土・日・祝日のときは、その翌営業日となります。)までに納入してください。
- (3) 異動届等により税額が変更になった場合、納入書を訂正して納入してください。納入書への記入例はP8参照。
- (4) 口座振替はできませんが、eLTAXを利用して電子納税することもできます。問合せ先はP5参照。

3 退職・転勤等の取扱い

納税義務者が退職・転勤等の事由により、特別徴収ができなくなった場合は、当冊子にある「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を速やかに提出してください。記載例はP10～14参照。

異動届出書の提出が遅れますと、督促を受けるほか、異動した納税義務者に納付書の送付ができない等の不利益が生じる場合があります。また、異動による税額の取扱いについては次のとおりです。

(1) 退職

- ① 退職等の日が、令和8年6月1日から12月31日までの場合
納税義務者の希望により、残りの税額の納入方法について普通徴収又は一括徴収を選択できますが、**なるべく一括徴収を御指導くださるようお願いいたします。**
- ② 退職等の日が、令和9年1月1日から4月30日までの場合
納税義務者の申出がなくても、残りの税額は必ず一括徴収してください。

(2) 転勤(特別徴収義務者変更)

転勤(特別徴収義務者変更)の場合は、新しい勤務先で特別徴収を継続することができます。なお、その場合は特別徴収を継続することを新しい勤務先に確認をしてください。

4 特別徴収税額の変更通知書

5月に税額通知書を送付した後、異動届出書の提出などにより税額に変更が生じた場合は、変更通知書を送付します。変更後の月割額にしたがって徴収し、納入書の金額を訂正して納入してください。記入例はP8・9参照。

また、御本人の申告等により、年間の税額が減額になることがあります。変更通知書では、納付済の月割額について減額後の税額で記載されていますが、遡って調整することは不要です。減額により納め過ぎとなった税額につきましては、**旭川市より御本人に直接還付・充当の手続きをさせていただきます。**

5 年の途中から特別徴収を開始する場合

当冊子にある「市民税・道民税・森林環境税 特別徴収への切替依頼書」を提出してください。
なお、普通徴収の納期限が過ぎたものについては、切替できません。記載例はP15参照。

6 納期の特例

給与の支払の際徴収した税額を、市長の承認を受けて年2回に分けて納入することができる納期の特例制度があります。
申請の承認条件は次のとおりです。

1. 給与の支払を受ける者が常時10人未満であること。
2. 市税の滞納や納入の遅延がないこと(やむを得ない場合を除く)。
3. 申請書の提出日以前1年以内に納期の特例につきその承認の取消通知を受けていないこと。

納期の特例を申請する場合は「市民税・道民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出してください。記載例はP16参照。
審査の上、結果については後日通知します。

7 用紙が不足した場合

コピーをして使用するか、市民税課に連絡してください。

また、旭川市のホームページから異動届出書等をExcel様式でダウンロードできます。

ホームページアドレス <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/112/113/116/p007927.html>

ホーム>メニュー><らし>税金・年金・保険>市税>申請書等ダウンロード>個人市民税 申告書等ダウンロード>特別徴収関係

8 電子申請による各種届出及び電子納税について

e L T A X (エルタックス)に関するお問い合わせ先

e L T A Xの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、e L T A Xホームページを御覧ください。

e L T A Xホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>



なお、e L T A X御利用に際して、御不明な点等がございましたら、e L T A Xホームページの「よくある御質問」を御覧ください。

e L T A Xホームページの「よくある御質問」：<https://eltax.custhelp.com/>



9 その他

- 事業所の移転・名称変更等がありましたら、当冊子にある「特別徴収義務者の名称等の変更届出書」を速やかに提出してください。
- 特別徴収税額の決定・変更通知書の納税義務者住所は、令和8年1月1日時点(賦課期日)となります。
- 税額通知書や納入書に記載の「指定番号」が8桁になりました。令和7年度までの6桁の指定番号は使用できません。

特別徴収 Q&A

Q1 なぜ、特別徴収をしなければならないのですか？

◎A 法律により、所得税を特別徴収している事業主(給与支払者)は、従業員の市民税・道民税・森林環境税を特別徴収しなければならないこととされています。

Q2 市民税・道民税・森林環境税を特別徴収することのメリットは？

◎A ①納付回数が最大年12回であるため1回あたりの負担が少なくてすみます。
②従業員が自分で納付する手間が省け、納め忘れが無くなります。

Q3 年の途中から入社してきた従業員の特別徴収は？

◎A 当冊子に綴じ込まれている「特別徴収への切替依頼書」を市に提出していただくことで特別徴収を行うことができます。
ただし、納期限を過ぎた分については特別徴収に切り替えることができません。

Q4 パート、アルバイトや役員等も特別徴収の対象？

◎A 原則として、パート、アルバイト、役員等全ての従業員から特別徴収する必要があります。
ただし、「普通徴収切替理由」(P3参照)に該当する場合のみ普通徴収にすることもできます。

退職所得の分離課税に係る特別徴収について

市民税・道民税・森林環境税は、原則として前年中の所得に対し、その翌年に課税されます。
しかし、退職所得に対しては、他の所得と区別して退職手当等の支払われる際に特別徴収することとされています。

1 納税義務者

退職手当等の支払を受ける人で、支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在、旭川市に住所を有する方です。
ただし、次のいずれかに該当する場合は課税されません。

- (1) 1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合
- (2) 死亡退職でその退職手当等が相続人に支給される場合

2 税額の計算方法

$$\text{税額} = (\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2^{*1} \times \text{税率}^{*2}$$

※2 市民税6%、道民税4%

退職所得控除額

勤続年数 (1年未満は切り上げ)	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数 (最低80万円)
20年を超える場合	80万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

(注) 障害者になったことにより退職した場合、上記の金額に+100万円

※1 勤続年数5年以内の従業員に対しての退職手当について、退職所得控除額を差し引いた残額のうち300万円を超える部分および勤続年数が5年以内の法人役員等については2分の1を乗じません。

〈計算例〉……退職手当1,500万円、勤続年数25年のケース

○先に退職所得控除額を求める。

$$80\text{万円} + 70\text{万円} \times (25\text{年} - 20\text{年}) = 1,150\text{万円}$$

$$\text{○市民税額} (1,500\text{万円} - 1,150\text{万円}) \times 1/2 \times 6\% = 105,000\text{円}$$

$$\text{○道民税額} (1,500\text{万円} - 1,150\text{万円}) \times 1/2 \times 4\% = 70,000\text{円}$$

☆具体的な計算方法等につきましては、令和8年1月1日以降適用の「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」を参考にしてください。

3 納入方法

納入については、特別徴収の方法と同様です。

なお、納入書には「退職所得分」欄に納入金額、裏面の納入申告書にも必要事項を記入してください。記入例はP9参照。

納入書の記入例

- この納入書は、当冊子の表紙裏面の金融機関等で使用できます。
- 当初に1年分12枚と予備3枚の計15枚をまとめてお送りしますが、**異動等により税額が変更になった場合、納入金額(1)欄を横線で抹消し、納入金額(2)欄に変更後の金額を記入してください(変更時に納入書はお送りしておりませんので御協力をお願いします。)**。
- 納入書は機械が直接読み取りますので、**汚したり、ピンで止めたり、折ったりしないようお願いいたします。(納入書の汚損・記入誤り等の場合は、予備の納入書をお使いください。)**
- 数字は、枠内に正しく記入してください。¥マークや記号、斜線等は記入しないでください。
- 文字を消すことのできる筆記具等は使用しないようお願いいたします。
- 予備の納入書(後ろから3枚)は、納入年月(○年○月分)、指定番号、金額を記入してお使いください。
(*マークを横線で抹消することは不要です。)

【例1】 税額に変更があった場合 (納入する税額が4,300円から6,800円に変更)

市区町村コード		口座番号		加入者名										
0	1	2	0	4	1	02750-4-960020	旭川市会計管理者							
令和 8年 8月分		指定番号		納入金額(1)										
		90000001		4,300 円										
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納	給与分 一括徴収 分を含む	億	千	百	十	万	千	百	十	円			
	入										6	8	0	0
	金	退 職 所得分												
額	延滞金													
納期限	令和 8年 9月10日	(2)		合計額										
(特別徴収義務者) 〒○○○-○○○		領		取		日		付		印				
住 所 または 所在地		旭川市○○条通○○丁目												
氏 名 または 名 称		○○○○ 株式会社		様										

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

市区町村コード		口座番号		加入者名										
0	1	2	0	4	1	02750-4-960020	旭川市会計管理者							
令和 8年 8月分		指定番号		納入金額(1)										
		90000001		4,300 円										
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納	給与分 一括徴収 分を含む	億	千	百	十	万	千	百	十	円			
	入										6	8	0	0
	金	退 職 所得分												
額	延滞金													
納期限	令和 8年 9月10日	(2)		合計額										
(特別徴収義務者) 〒○○○-○○○		領		取		日		付		印				
住 所 または 所在地		旭川市○○条通○○丁目												
氏 名 または 名 称		○○○○ 株式会社		様										

上記のとおり納入します。

(金融機関、ゆうちょ銀行等保管)

市区町村コード		口座番号		加入者名											
0	1	2	0	4	1	02750-4-960020	旭川市会計管理者								
令和 08年 08月分		指定番号		納入金額(1)											
		08089000000001		4,300 円											
012041		納	給与分 一括徴収 分を含む	億	千	百	十	万	千	百	十	円			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		入													
		金	退 職 所得分												
		額	延滞金												
納期限	令和 8年 9月10日	(2)		合計額											
取りまとめ局 小樽貯金事務センター (郵便番号: 047-8794)		領		取		日		付		印					
		旭川市○○条通○○丁目													
		○○○○ 株式会社		様											

上記のとおり通知します。

(旭川市保管)

納入済通知書の納入金額に¥の記号は記入しないでください

【例2】 退職所得に係る税額を納入する場合（給与分の他に退職所得分 175,000 円を合わせて納入）

北海道旭川市 個人市民税 個人道民税 (特別徴収) 森林環境税 領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
012041	02750-4-960020	旭川市会計管理者
令和 8 年 8 月分 指定番号 90000001		納入金額(1) 4,300 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分一括徴収分を含む	4300
	退職所得分	175000
	延滞金	
	合計額	179300
納期限	令和 8 年 9 月 10 日	
住所または所在地 旭川市〇〇条通〇〇丁目		領収日付印
氏名または名称 〇〇〇〇 株式会社 様		

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

北海道旭川市 個人市民税 個人道民税 (特別徴収) 森林環境税 納入書

市区町村コード	口座番号	加入者名
012041	02750-4-960020	旭川市会計管理者
令和 8 年 8 月分 指定番号 90000001		納入金額(1) 4,300 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分一括徴収分を含む	4300
	退職所得分	175000
	延滞金	
	合計額	179300
納期限	令和 8 年 9 月 10 日	
住所または所在地 旭川市〇〇条通〇〇丁目		領収日付印
氏名または名称 〇〇〇〇 株式会社 様		

上記のとおり納入します。

(金融機関、ゆうちょ銀行等保管)

北海道旭川市 個人市民税 個人道民税 (特別徴収) 森林環境税 納入済通知書

市区町村コード	口座番号	加入者名
012041	02750-4-960020	旭川市会計管理者
令和 8 年 8 月分 指定番号 90000001		納入金額(1) 4,300 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分一括徴収分を含む	4300
	退職所得分	175000
	延滞金	
	合計額	179300
納期限	令和 8 年 9 月 10 日	
住所または所在地 旭川市〇〇条通〇〇丁目		領収日付印
氏名または名称 〇〇〇〇 株式会社 様		

上記のとおり通知します。

(旭川市保管)

納入済通知書の納入金額に¥の記号は記入しないでください

市民税 納入申告書

(宛先) 旭川市長 (受付印)

令和 8 年 9 月 7 日 提出

令和 8 年 8 月分	人員	1 人
退職手当等支払金額		750000 円
特別徴収税額	市民税	105000 円
	道民税	70000 円
住所(居所)又は所在地	〇〇〇-〇〇〇〇 旭川市〇〇条通〇〇丁目	
氏名又は名称	〇〇〇〇 株式会社	
法人番号又は個人番号	△△△△△△△△△△△△△△△△	

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

※押印は不要です。

御注意ください

※退職所得に係る税額を特別徴収する場合、
徴収した月の翌月 **10 日までに** 納入申告書を提出する必要があります。
これを過ぎると不申告加算金が課されます。

特別徴収に係る給与所得者異動届出書の記載例

〈異動理由の記載要領〉

(ア) 年 税 額	徴収済月	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア-イ=ウ)	異動年月日	※1 動 理 由	(★) 異動後の未徴収税	※2	1月から退職時までの 給与支払額
円	月分 から 月分 まで	円	円		1. 退職 2. 休職 3. 長期欠勤 4. 合併解散 5. 会社解散 6. 給与少額等 () 7. 死亡 8. 1月1日住所誤報 9. 転勤 (特徴義務者変更) 10. その他 (具体的に)	<input type="checkbox"/> 一括徴収 → A ✓ <input type="checkbox"/> 普通徴収 → B ✓ <input type="checkbox"/> 特別徴収継続 → C ✓	円 控除社会 保険料額 円	

※1 該当する異動理由の番号を○で囲んでください。

1. 退職 …………… 退職し、給与支払者からの支払が今後無くなる場合
(今年度は特別徴収していないが、年末調整時に特別徴収として給与支払報告書を提出された方も含みます。)
2. 休職 …………… 病気療養・育児休業等により無給になるため、特別徴収ができなくなる場合
3. 長期欠勤 …………… 欠勤により、給与支払者からの給与の支払が今後無くなる場合
4. 合併解散 …………… 給与支払者である法人が他の法人に合併し解散する場合
5. 会社解散 …………… 給与支払者が解散等の理由で事業を廃止し、今後給与の支払が無くなる場合
6. 給与少額等 …………… 給与が少額であったり、給与の支払が不定期であるなど、特別徴収を継続するのが難しい場合
7. 死亡 …………… 死亡により、今後給与の支払が無くなる場合
8. 1月1日住所誤報 …………… 1月1日現在の住所等を旭川市として報告していたが、実際には他の自治体であったことが判明した場合
9. 転勤 (特徴義務者変更) …… 転勤や所属変更等の理由で、給与支払者が変更となった場合 (この場合、指定番号は変更となります。)
10. その他 …………… 1～9のどの理由にも該当しない場合 (下の括弧内に具体的に理由を記入してください。)
※本人の希望は不可

※2 異動後の未徴収税額の徴収方法について該当する項目を選択してください。

- ・一括徴収 …… 退職する際、残りの特別徴収分を一括して納入し退職する場合 (下の段は「A 一括徴収」の部分のみ記載してください。)
→ 例 1 (P11) 参照
- ・普通徴収 …… 退職後、退職者本人が残りの税額を普通徴収の方法により納税する場合 (死亡退職、国外転出の場合は、下の段の「B 普通徴収」の部分のみ記載してください。) → 例 2・3 (P12・13) 参照
- ・特別徴収継続 …… 転勤先 (転職も含みます。) 等の新たな給与支払者が特別徴収を継続する場合 (この場合、指定番号は新しい番号に変更になります。下の段は「C 特別徴収継続」の部分のみ記載してください。異動先の事業所と事前に確認が必要です。)
→ 例 4 (P14) 参照

◎指定番号・宛番号・個人番号については、令和8年度給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用) に記載の番号を転記してください。